

保護者の方へ

1 一時託児事業の趣旨

横浜市では、幼児の保護者の社会参加の場を広げ、男女がともにいきいきと充実した生活が送れるよう応援するため一時託児を実施しています。一時託児は、育児の経験があって、この事業に理解のある市民の方に協力をお願いしています。

保護者の方が、教育委員会会議を傍聴されている間、お子様にも充実した時間を過ごしてほしいと考えています。事業の趣旨を御理解いただき、以下について御協力をお願いします。

2 お子様への配慮

病気のときや感染症の疑いがあるときなど、お預かりできない場合もあります。事前に体調管理を行うとともに、お子様が保護者から離れた時に不安にならないよう、あらかじめ御配慮ください。

当日は、決められた時間にゆとりをもって、傍聴受付会場へお越しください。

3 持ち物

- 健康保険証

提出する必要はありませんが、万一来場時に備えて必ずお持ちください。

- 着替え（シャツ、ズボン、パンツ等）

名前を書いた手提げ袋などに入れてきてください。

- 飲料水

* 託児にあたっては、自分のおもちゃ、おやつを持ち込むことはできません。

4 当日の注意事項

保育会場との連絡等に備えて、保護者の方はなるべく会場の出入口近くの傍聴席に着席ください。

5 キャンセルの連絡

準備の都合がありますので、やむを得ずキャンセルする場合は、必ず下記担当まで連絡してください。

担当：教育委員会事務局総務課庶務係

連絡先：045-671-3240

メール：ky-iinkai@city.yokohama.jp